

福島県下郷町における移動式期日前投票所の取組

(概要)有権者数の減少や選挙事務従事者の確保が困難となったことを背景に、令和元年5月、投票区数を35投票区から26投票区に縮小することとなった。再編に伴い高齢者等の投票所までの移動手段が課題となったことから、廃止となった投票区に属していた行政区を対象に移動式期日前投票所を設置した。

○実施日時・実施場所

以下の日時で対象の行政区内13箇所に投票所を設置した。

令和3年10月23日 8:30～10:30 12:30～14:30 16:30～18:30

令和3年10月24日 8:30～10:30 12:30～13:20 13:40～14:30
16:30～18:30

令和3年10月25日 8:30～9:20 9:40～10:30 12:30～12:50
13:10～13:30 13:50～14:30 16:30～18:30

○選挙人の投票環境に配慮した取組

設置対象の行政区内において、集落が点在する場合には、行政区の要望により、複数箇所に移動式期日前投票所を設置した。

○投票者数(令和3年衆院選)

148名

(対象地域における有権者数:274名)



※写真は第25回参議院議員通常選挙のもの